

ひろし新聞 143号

「守る」編

県議会議員

2015年2月25日発行

発行者 中川 浩 48才



危険ドラッグ規制条例案

私が県議会で提案します！

死者 112人！

危険ドラッグは、原料に何が含まれているか分からず、1度使用しただけで、いきなり死亡する事がある非常に危険な薬物です。昨年、危険ドラッグを使用して、全国で112人が死亡。埼玉県内でも、6人が死亡し、救急搬送者（35人。昨年1~6月）は全国で5番目に多い状況です。危険ドラッグは持っているだけで、犯罪です。昨年11月までに全国で725人が摘発されています（県内では昨年42件、47人摘発）。危険ドラッグが恐ろしいのは使用した本人への被害だけでなく、危険ドラッグを使用した者が車を運転して交通事故も多発しており、人ごとでは済まない状況になっています。危険ドラッグを使用して道路交通法違反で摘発されたのは、全国で33件。死者3人、負傷者51人。（昨年1~6月）。国の法律は改正されました、危険ドラッグは、既に禁止されている薬物の構造を変えて新たに製造されており、禁止と流通が『いたちごっこ』の状態で、製造・販売業者の摘発には、依然として課題が残っており、市民の方から「なぜ抜け道が無いように規制出来ないのか」疑問の声を頂いています。都道府県で危険ドラッグを規制する条例は現在、15都府県で制定されており、一部報道によりますと、条例の無い県に業者が流れる傾向もあるとの事です。

TV埼玉のニュースで、今夜（水）放送予定

地デジ3チャンネル。夜9時半～ 今日、私が記者会見しました。

あす26日（木）も同番組で条例提案の模様が放送されるかも。

明日の朝刊各紙にも掲載される見込みです。



危険ドラッグ対策について、上田知事に申し入れを行う（昨年10月10日）と共に、県議会の所属する会派で、独自に条例案を提案すべく、私が対策チームのリーダーとなり、これまで専門家を交えて十数回会議を重ね、検討してまいりました。条例案は26日（木）に、県議会で提案し、県議員からの質問に答弁します。

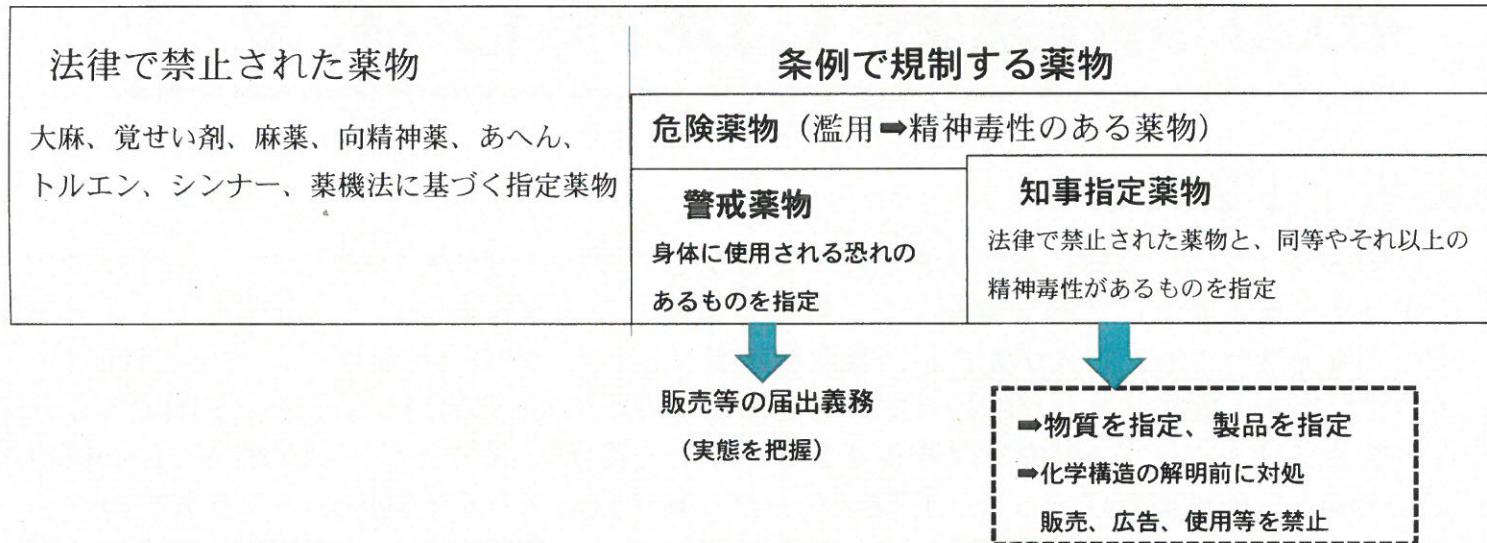
安心・安全な埼玉県 実現のため

上田知事に対策を申し入れ

条例案の主な特色

1、危険ドラッグと『疑われる物』は全て規制！

禁止薬物なのかどうか薬物鑑定するのに、時間がかかり、その間は規制出来ない問題があります。そこで、既に禁止された危険ドラッグ以外で、危険ドラッグと疑われる物は、埼玉県独自に『警戒薬物』との規定を条例で設け、販売等する場合、届け出を義務化します。



2、製造・販売目的に店舗を使用させないよう不動産業者に要請

危険ドラッグの製造・販売等の目的で、テナントが使用されないように、不動産契約約款に禁止事項として規定。使用した場合、契約を解除する事が出来る。

3、インターネットによる販売も規制

インターネット接続事業者に、違法広告であるので、削除要請を規定。

4、罰則（懲役・罰金）

知事指定薬物の製造・販売等の中止命令に違反して、栽培・製造・販売・授与の目的で所持した者は、2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金。

中止命令を出さずに罰する場合、1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金。

ご意見・ご相談はこちらへ↓

県議会議員 中川ひろし

電話090-3310-9234 FAX2958-8643

kids-dream@docomo.ne.jp hnkgw@nifty.com

ひろし事務所 狹山市中央4-25-4 (マルエツの通り。高柳会計さんの向かい。選挙に関係なく常設)